

「豊橋市西川老人憩の家」に係る指定管理者候補者の選定について

1. 施設の名称

豊橋市西川老人憩の家

2. 指定管理者候補者

- (1) 団体名：豊橋市西川老人憩の家運営委員会
- (2) 代表者：委員長 新田 義昭
- (3) 所在地：豊橋市石巻西川町字安川下1番地の17

3. 非公募の理由

本施設は、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置されています。老人憩の家は、地元の住民による利用がほとんどであり、地域に密着した施設の運営管理を目指しているため、地元の自治会や老人クラブを中心とした地域団体の役員等で構成される豊橋市西川老人憩の家運営委員会を選定対象とすることが、適切で効果的な運営管理に資するものと認められることから、公募によらず、同団体を指定管理者の選定対象としました。

4. 選定の理由

提案内容は、以下のとおり、施設の設置目的に沿った適切な運営管理に資するものとして認められました。

- ①施設の設置目的及び法令遵守義務を十分に理解し、地域密着型としての施設運営を基本方針とした提案となっている。
- ②施設の清掃や整理整頓を適切に行い、施設の状況を随時把握し、適切な維持管理を行う提案となっている。
- ③地域密着型の施設として利用者の協力を得ながら管理コスト削減する提案となっている。

5. 選定委員会

区 分	氏 名	備 考
委員長	大林 博美	豊橋創造大学教授
委 員	柘植 紀子	豊橋市民生委員児童委員協議会元副会長
委 員	佐藤 泰祥	東海税理士会豊橋支部副支部長
委 員	田中 友久	一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会事務局長
委 員	川島 加恵	豊橋市長寿介護課長

※選定委員会開催日 平成30年10月9日

6. 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

※平成30年12月市議会での審議、議決を経て指定管理者に指定されます。

問合せ先

豊橋市福祉部長寿介護課

電話 0532(51)2330

「豊橋市東細谷老人憩の家」に係る指定管理者候補者の選定について

1. 施設の名称

豊橋市東細谷老人憩の家

2. 指定管理者候補者

- (1) 団体名：豊橋市東細谷老人憩の家運営委員会
- (2) 代表者：委員長 小池 勝義
- (3) 所在地：豊橋市東細谷町字西島4番地

3. 非公募の理由

本施設は、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置されています。老人憩の家は、地元の住民による利用がほとんどであり、地域に密着した施設の運営管理を目指しているため、地元の自治会や老人クラブを中心とした地域団体の役員等で構成される豊橋市東細谷老人憩の家運営委員会を選定対象とすることが、適切で効果的な運営管理に資するものと認められることから、公募によらず、同団体を指定管理者の選定対象としました。

4. 選定の理由

提案内容は、以下のとおり、施設の設置目的に沿った適切な運営管理に資するものとして認められました。

- ①地域密着型施設として地元住民に親しまれる管理運営を行い、また、利用者の意見を検討し、継続的に改善を図る提案となっている。
- ②老人クラブ役員や自治会役員で構成する団体として社会的責任を認識し、関係法令等を遵守し施設を管理運営する提案となっている。
- ③高齢者が、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどに積極的に取り組めるよう、室内の整理整頓や備品の管理を適切に行い、いつでも気軽に使用できる環境を整える提案となっている。

5. 選定委員会

区分	氏名	備考
委員長	大林 博美	豊橋創造大学教授
委員	柘植 紀子	豊橋市民生委員児童委員協議会元副会長
委員	佐藤 泰祥	東海税理士会豊橋支部副支部長
委員	田中 友久	一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会事務局長
委員	川島 加恵	豊橋市長寿介護課長

※選定委員会開催日 平成30年10月9日

6. 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

※平成30年12月市議会での審議、議決を経て指定管理者に指定されます。

問合せ先

豊橋市福祉部長寿介護課

電話 0532(51)2330

「豊橋市城下老人憩の家」に係る指定管理者候補者の選定について

1. 施設の名称

豊橋市城下老人憩の家

2. 指定管理者候補者

- (1) 団体名：豊橋市城下老人憩の家運営委員会
- (2) 代表者：委員長 神藤 英教
- (3) 所在地：豊橋市城下町字北方部 8 1 番地の 3

3. 非公募の理由

本施設は、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置されています。老人憩の家は、地元の住民による利用がほとんどであり、地域に密着した施設の運営管理を目指しているため、地元の自治会や老人クラブを中心とした地域団体の役員等で構成される豊橋市城下老人憩の家運営委員会を選定対象とすることが、適切で効果的な運営管理に資するものと認められることから、公募によらず、同団体を指定管理者の選定対象としました。

4. 選定の理由

提案内容は、以下のとおり、施設の設置目的に沿った適切な運営管理に資するものとして認められました。

- ①基本方針として、公共施設であることを念頭に置き、関係法令等を遵守し、適正な管理運営を行う提案となっていること。
- ②モニタリング調査の結果等を参考に運営委員会において課題を検討し継続的に改善を図る提案となっていること。
- ③利用促進及び施設稼働率向上を図るため、施設のPR活動を行い認知度を高める提案となっていること。

5. 選定委員会

区分	氏名	備考
委員長	大林 博美	豊橋創造大学教授
委員	柘植 紀子	豊橋市民生委員児童委員協議会元副会長
委員	佐藤 泰祥	東海税理士会豊橋支部副支部長
委員	田中 友久	一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会事務局長
委員	川島 加恵	豊橋市長寿介護課長

※選定委員会開催日 平成30年10月9日

6. 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

※平成30年12月市議会での審議、議決を経て指定管理者に指定されます。

問合せ先

豊橋市福祉部長寿介護課

電話 0532(51)2330